

第 147 回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会議事録

日 時 令和 6 年 2 月 26 日（月）午後 1 時 30 分から

場 所 兵庫県国民健康保険団体連合会大会議室
(センタープラザ 18 階)

第 147 回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会議事録

- 1 開催日時 令和 6 年 2 月 26 日（月）午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分
- 2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会大会議室
- 3 会 員 数 47 保険者
- 4 出席会員 47 保険者（うち書面出席 17 保険者）

（1）出席者

理 事 長	丹波篠山市	酒 井 隆 明
副理事長	加古川市	岡 田 康 裕
	佐 用 町（代）住民課長	間 嶋 博 幸
専務理事		福 田 庸 二
理 事	姫 路 市（代）国民健康保険課係長	廣 見 雅 子
	小 野 市（代）市民課主幹	仲 山 聖
	三 田 市（代）国保医療課係長	横 山 翌
	香 美 町（代）健康課副課長	上 田 真祐美
	兵庫県食品国民健康保険組合（代）専務理事	寺 田 利 樹
会 員	神 戸 市（代）国保年金医療課長	堀 内 健
	尼 崎 市（代）国民年金管理担当係長	森 本 忠 明
	伊 丹 市（代）国保年金課主査	幸 福 厚 子
	赤 穂 市（代）医療介護課長	奥 吉 達 洋
	宝 塚 市（代）国民健康保険課長	森 田 国 治
	三 木 市（代）医療保険課長	山 城 千 明
	川 西 市（代）国民健康保険課長	薄 波 智香子
	加 西 市（代）国保医療課長	藤 後 麻 里
	たつの市（代）国保医療年金課長	梅 田 祐 子
	丹 波 市（代）健康福祉部事務長	足 立 幸 二
	淡 路 市（代）健康福祉部長	久 住 達 哉
	豊 岡 市（代）国保・年金課長	惠後原 孝 一
	多 可 町	吉 田 一 四
	市 川 町	津 田 義 和
	福 崎 町	尾 崎 吉 晴
	神 河 町	山 名 宗 悟
	太 子 町（代）町民課長	福 井 照 子
	上 郡 町	梅 田 修 作

新温泉町	西村 銀三
兵庫食糧国民健康保険組合（代）常務理事	扇谷 知典
兵庫県建設国民健康保険組合（代）副理事長	足立 司
兵庫県（代）国保医療課長	高田 久葉

（以上、30 保険者）

（2）書面出席

明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、西脇市、高砂市、加東市、宍粟市、養父市、朝来市、南あわじ市、猪名川町、稲美町、播磨町、兵庫県歯科医師国民健康保険組合、兵庫県医師国民健康保険組合

（以上、17 保険者）

（3）説明のため出席した者の職氏名

事務局長	入江 健介	総務部長	山中 理恵
審査部長	宮崎 勝也	保険者支援部長	松本 嘉弘
総務課長	草田 康史	財務課長	竹 正樹
審査第1課長	馬場 智子	事業課長	岩 路 義史
情報システム課長	藤川 雅信		

5 議 事

（1）報告事項

報告第1号 令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について

（2）議決事項

＜令和5年度関係議案＞

（予算補正関係）

議案第5号 令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算補正について

＜令和6年度関係議案＞

（予算関係）

議案第6号 令和6年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業計画について

議案第7号 令和6年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算について

（積立金）

議案第8号 令和6年度兵庫県国民健康保険団体連合会退職給付引当資産等の処分限度額について

（その他）

議案第9号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員の選任について

6 会議の概要

開 会

山中総務部長の司会により開会

開会あいさつ

酒 井 隆 明 理事長（丹波篠山市長）

議長の選任

司会者から慣例により事務局の提案を諮り、同意を得て事務局案のとおり選任された。

議 長

酒 井 隆 明 理事長（丹波篠山市長）

出席状況の報告

山中総務部長から報告を行った。

会員総数 47 会員

出席会員数 30 会員、書面出席会員数 17 会員、合計 47 会員

総会成立宣言

酒井議長が宣言した。

上記の報告どおり半数以上の出席を認めるため、国民健康保険法施行令第 26 条の規定により準用する同法施行令第 13 条の規定により、総会の成立を宣言

議事録署名人の選任

慣例により議長から指名された。

議事録署名人

津 田 義 和 市川町長

山 名 宗 悟 神河町長

議 事

入江事務局長から報告及び説明を行った。

・報告事項 （1 件）

・議決事項 （5 件）

閉 会

7 議事（要旨）

山中総務部長

ただ今から、第 147 回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会を開会いたします。

開会にあたりまして、理事長の酒井丹波篠山市長から御挨拶を申し上げます。

酒井理事長

皆さん、こんにちは。

本日は、兵庫県国民健康保険団体連合会の第 147 回通常総会を開催しましたところ、それぞれ年度末のお忙しい中、また議会なども始まっておりまして、忙しい中を御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

いつも神戸に出てくると、丹波篠山市よりも暖かいなという気がするのですが、2月に入りまして、暖かかったり寒かったりしますけども、今週末は早くも3月に入りまして、丹波篠山市では、3月の初めの日曜日に丹波篠山ABCマラソンがあり、これが春を告げるマラソンと言っているのですが、本当にそういう時期になりました。

それぞれ皆さんお忙しい中ですが、本日は、令和6年度の事業及び予算、また役員の選任など重要な議案を審議いただくこととなりますが、皆さん御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山中総務部長

ありがとうございます。

次に、議長の選出ですが、慣例により、事務局から提案したいと思います。が、よろしいでしょうか。

（異議なし）

山中総務部長

ありがとうございます。

それでは、酒井理事長に議長をお願いいたします。

酒井議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

皆様方におかれましては、議事の進行に御協力をお願いします。

本日の出席状況について、事務局に報告を求めます。

山中総務部長

はい、会員総数は47会員でございます。

ただ今の出席会員数30会員、書面出席17会員、以上合計47会員でございます。

酒井議長

ただ今の報告どおり半数以上の出席を得ておりますので、国民健康保険法施行令第26条の規定により準用する同施行令第13条の規定により、総会の成立を宣言いたします。

議事録署名人の選任ですが、規約第18条の規定により、2名の方をお願いします。

慣例により、議長から指名させていただきます。

市川町長の津田さん、神河町長の山名さん、以上、お二人の方をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、報告事項として、報告第1号「令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について」を報告します。

説明をお願いします。

入江事務局長

事務局長の入江でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、「第147回 兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会議案」に基づき説明させていただきます。

なお、「兵庫県国民健康保険団体連合会」につきましては、以下「本会」と略させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

報告第1号につきましては、臨時急施を要し、総会を招集する暇がございませんでしたので、国民健康保険法第25条第2項の規定により、令和5年11月29日に理事会議決を行ったものでございます。

それでは、報告第1号「令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について」でございます。

補正理由は、新型コロナウイルス感染症に係る公費の支援の継続に伴い、感染症支出金の増加が見込まれることから、所要の補正を行う必要があるため、予算補正したものでございます。

4ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療事業関係業務特別会計 後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

補正前の額 8,318億2,476万3,000円、

補正額 5億円の増、

補正後の額 8,323億2,476万3,000円でございます。

補正理由は、新型コロナウイルス感染症に係る公費支援の継続に伴う、公費負担医療受入金及び支出金の増でございます。

以上、報告第1号の説明を終わります。

酒井議長

御意見、御質問等はございませんか。

（意見なし）

酒井議長

ないようですので、以上で報告事項の説明を終わります。

続きまして、議決事項として、令和 5 年度関係議案、議案第 5 号「令和 5 年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算補正について」を提案します。

説明をお願いします。

入江事務局長

それでは、議案書の 9 ページをお願いします。

議案第 5 号「令和 5 年度 本会歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、診療報酬等の実績等を勘案し、所要の補正を行う必要があるためでございます。

10 ページをお願いいたします。

「令和 5 年度 一般会計及び特別会計別予算補正の概要について」でございます。

「1 補正の概要」でございますが、

(1) 各特別会計における診療報酬等支払勘定につきましては、「診療報酬等の実績による必要な予算補正を行う」ものでございます。

(2) 一般会計及び各特別会計における業務勘定につきましては、「実績等による必要な予算補正を行う」もの、「令和 6 年度以降の各種システムのクラウド化や、審査支払システムの社会保険診療報酬支払基金との共同開発等により見込まれるシステム経費に対する財源確保のため、ICT 積立資産への積立てを増額する」ものでございます。

「2 会計別予算補正額」ですが、最下段の合計をお願いいたします。

補正前の額 1 兆 9,611 億 4,994 万 6 千円、

補正額 6 億 3,359 万 5 千円の減、

補正後の額 1 兆 9,605 億 1,635 万 1 千円、

補正前との比較は、四捨五入により 100.0%となっております。

次に、各会計の予算補正でございますが、限られた時間でもございますので、お手元の「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

それでは、概要版の 1 ページをお願いいたします。

令和 5 年度予算補正につきましては、補正額の合計、補正後の合計、対補正前比及び主な増減を説明させていただきます。

「(1) 一般会計」でございます。

補正額 3,180 万 7 千円の減、

補正後の額 6 億 5,749 万 6 千円、

補正前との比較 95.4%、

主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「事業費」の減でございます。

2 ページをお願いいたします。

「(2) 診療報酬審査支払特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 2 億 3,139 万 4 千円の増、

補正後の額 40 億 1,047 万 1 千円、

補正前との比較 106.1%、

主な補正理由は、歳入の「繰越金」、歳出の「予備費」でございまして、これらは実費弁償方式への対応となっております。

「繰越金」の増は、令和 8 年度以降に予定されている、支払基金との審査領域の共同利用に係る国保総合システムの更改に向けて、その財源となる ICT 積立資産への積立てを、実費弁償方式への対応として、令和 4 年度の積立額を抑制し、令和 5 年度及び令和 6 年度の積立てへと変更したことによるものでございます。

また、「予備費」の増は、歳入の繰越金の増等に伴うもので、この予備費は、令和 6 年度に繰越したうえで、ICT 積立資産への積立て及び国保総合システム運用負担金の増額分に充当いたします。

3 ページをお願いいたします。

「イ 診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 24 億 617 万 2 千円の減、

補正後の額 4,337 億 2,089 万 1 千円、

補正前との比較 99.4%、

主な補正理由は、歳入及び歳出の「診療報酬等受入金及び支出金」の減でございまして。

4 ページをお願いいたします。

「(3) 介護保険事業関係業務特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 1 億 3,287 万 1 千円の増、

補正後の額 39 億 4,559 万 5 千円、

補正前との比較 103.5%、

主な補正理由は、歳入及び歳出の「主治医意見書料等受入金及び支出金」の増でございまして。

5 ページをお願いいたします。

「イ 介護給付費等支払勘定」でございます。

補正額 105 億円の減、

補正後の額 5,001 億 4,000 万 2 千円、

補正前との比較 97.9%、

主な補正理由は、歳入及び歳出の「介護給付費受入金及び支出金」の減で

ございます。

次に、「ウ 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

補正額 1 億 200 万円の増、

補正後の額 45 億 8,064 万 2 千円、

補正前との比較 102.3%、

補正理由は、歳入及び歳出の「公費負担医療等受入金及び支出金」の増でございます。

6 ページをお願いいたします。

「(4) 障害者総合支援法関係業務等特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 12 万円の減、

補正後の額 2 億 3,323 万 2 千円、

補正前との比較 99.9%、

主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「総務費」の減でございます。

7 ページをお願いいたします。

「イ 障害介護給付費支払勘定」でございます。

補正額 40 億円の増、

補正後の額 1,313 億 2,012 万 2 千円、

補正前との比較 103.1%、

主な補正理由は、歳入及び歳出の「障害介護給付費受入金及び支出金」の増でございます。

8 ページをお願いいたします。

「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」の「業務勘定」でございます。

補正額 1,705 万 4 千円の減、

補正後の額 1 億 6,530 万 1 千円、

補正前との比較 90.6%、

主な補正理由は、歳入の「手数料」、歳出の「総務費」の減でございます。

9 ページをお願いいたします。

「(6) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 8,129 万 3 千円の増、

補正後の額 33 億 143 万円、

補正前との比較 102.5%、

主な補正理由は、歳入の「繰越金」、歳出の「積立金」の増でございます。

「繰越金」の増は、国保業務勘定と同様に、実費弁償方式への対応として、令和４年度の ICT 積立資産への積立額を抑制し、令和５年度及び令和６年度の積立へと変更したことによるものでございます。

10 ページをお願いいたします。

「イ 後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 77 億 7,400 万円の増、

補正後の額 8,400 億 9,876 万 3 千円、

補正前との比較 100.9%

主な補正理由は、歳入及び歳出の「後期高齢者医療診療報酬受入金及び支出金」の増でございます。

以上、議案第５号の説明を終わります。

なお、補正予算につきましては、別に参考資料１として「令和５年度収支補正予算書」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

酒井議長

御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(意見なし)

酒井議長

ないようですので、議案第５号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

それでは、原案のとおり決定します。

次に、令和６年度関係議案、議案第６号「令和６年度事業計画について」から議案第８号「退職給付引当資産等の処分限度額について」までを一括提案します。

事務局に説明を求めます。

入江事務局長

それでは、議案書の 51 ページをお願いいたします。

議案第６号「令和６年度本会事業計画について」でございます。

提案理由は、令和６年度の事業計画として、この議案を提案するものでございます。

52 ページをお願いいたします。

「令和６年度事業計画について」、「１基本方針」でございます。

本会は、保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」を基本理念に掲げ、国保・後期高齢者医療・介護保険等に係る各種事業を行っております。

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上と

なる 2040 年など本格的な高齢化社会が到来するなか、国保においては、被保険者の減少に伴う保険財政等への影響が懸念される一方、介護保険においては、令和 4 年度における介護給付費が過去最多の 11 兆円を超えるなど、介護保険制度の持続可能性の確保が課題となっており、国においては、「全世代型社会保障制度の構築」などの議論が行われております。

本会の基幹業務である診療報酬審査支払業務については、令和 3 年 3 月に厚労省・支払基金・国保中央会の三者で策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、支払基金と国保連合会の審査結果の不合理な差異の解消やシステムの整合などについての取組が進められております。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をはじめとした「医療 D X」や「診療報酬 D X」、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく自治体システムの標準化など、国によるデジタル化が推進されており、保険者への影響も少なくない状況がございます。

これらの情勢や課題に適切に対応するため、令和 6 年度の本会事業運営は、医療費や介護給付費の適正化に係る審査支払業務に取り組むとともに、保険者ニーズを踏まえた積極的な保険者支援を進めるなど、以下の 3 点の基本方針のもと諸事業を展開してまいります。

1 つ目が「審査支払業務の充実・強化」、2 つ目が「保険者支援事業の充実・強化」、最後が「効率的な運営体制の確立」としておりまして、内容は記載のとおりでございます。

53 ページをお願いします。

「2 主要事業の概要」は先程の基本方針の 3 点につきまして、それぞれ記載しております。

(1) 審査支払業務の充実・強化 アの診療報酬等及び療養費等審査支払業務につきまして、(ア) 診療報酬等審査支払業務の充実・強化、(イ) 統一的なコンピュータチェックルールの設定・拡充でございますが、審査を適正かつ効率的に行うため、審査委員会の円滑な運営を行うとともに、保険医療機関等に対して、正確かつ確実な支払を行います。

また、職員の審査業務能力の向上を図り、専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むとともに、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、コンピュータチェック及び審査基準の統一を計画的に進め、審査精度の向上と事務の効率化に積極的に取り組んでまいります。

(ウ) 資格確認業務でございます。

資格喪失後受診等のレセプトを、本会の一次審査時点で発見・返戻することにより、給付の適正化を図るとともに、保険者の事務負担軽減に努めてま

います。

(エ)療養費等の審査支払業務につきましては、審査を適正かつ効率的に行い、施術機関に対して、正確かつ確実な支払を行います。

また、現在、審査業務のみとなっている「あはき療養費」は、本会で受付から支払までの業務を受託することとし、令和7年度からの開始に向けた具体的な準備を進めてまいります。

イの介護給付費等審査支払業務 ウの障害者総合支援法関係業務 につきましては、適正かつ効率的な審査を実施するとともに、事業所に対して正確・確実な支払を行ってまいります

54 ページをお願いいたします。

(2) 保険者支援事業の充実・強化 でございます。

「ア 共同事業等の積極的な推進」につきまして、(ア)国保保険者事務共同電算処理業務でございます。

医療費適正化の支援や保険者事務の効率化を図るため、記載の事業を含め、各種の共同事業を実施してまいります。

(イ)国保事務の標準化・広域化に関する支援の実施は、今年度より新たに取り組んでいる事業ですが、「国保事務の標準化・広域化に関する検討会」での協議を踏まえ、特別調整交付金(結核・精神)の申請支援事務を開始いたします。

また、「市町村事務処理標準システム」については、共同運用を希望する保険者と調整を行いながら、具体的な準備を進めてまいります。

(ウ)レセプト2次点検の実施に向けた取組ですが、新たに開始する事業でございます。多くの保険者が業者委託により実施しているレセプト2次点検を、本会で受託できるよう具体的な準備を進めてまいります。

(エ)は第三者行為求償事務 ですが、こちらにつきましては、医療費及び介護給付費の適正化に資するよう、損害賠償求償事務を行ってまいります。

また、記載のとおり、求償事案発見のための情報提供や、県と連携した研修会の開催などにより、保険者の取組を支援してまいります。

(オ)(カ)、そして55ページ目(キ)は、介護保険関係でございます。

介護給付の適正化支援、データを活用した介護予防の取組支援、介護サービス苦情処理業務につきまして、記載のとおり保険者支援に取り組んでまいります。

次に、「イ 保健事業等の積極的な展開」でございます。

(ア)保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業の実施として、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえ、本会保健師が専門家との連携による、各保

険者に合わせた助言や支援を行うなど、保険者支援に取り組んでまいります。

なお、特定健診受診率向上のための支援として、みなし健診の広域化に関する仕組みの構築について、県と連携して検討してまいります。

(イ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、各市町の国保・後期・介護・保健衛生部門の連携した取組を支援できるよう、記載のとおり取り組んでまいります。

(ウ) KDB システムによるデータ分析の実施につきましては、上記の保健事業や一体的実施においてデータ活用いただいておりますが、蓄積されるデータを整理し、分析を行いまして、保険者と情報共有してまいります。

また、県と連携しまして、圏域ごとの医療費や疾病等の特徴・傾向把握を行いますとともに、医療費適正化の観点でのデータ分析にも取り組んでまいります。

56 ページをお願いいたします。

(3) 効率的な運営体制の確立でございます。

「ア 各種電算システムの円滑稼働」につきましては、保険者・連合会ともに事務を行う上で欠かすことのできないものとなっておりますので、適切かつ安定した稼働に努めてまいります。

また、令和 6 年度以降順次予定の、国保総合システム、介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムにおける、クラウド化に向けた準備を計画的に行ってまいります。

「イ 持続可能な組織運営体制」でございます。

(ア) 健全な財政運営の推進 につきましては、先ほど申し上げたシステムのクラウド化に伴う掛り増し経費の財源確保につきまして、引き続き、国保中央会等関係団体と連携し、国庫補助要請を行ってまいります。

また、引き続き、良質な保険者サービスを提供できるよう、中期財政見通しを策定し健全な財政運営を目指してまいります。

(イ) 人材育成等 につきましては、審査支払業務改革をはじめとする諸課題に的確に対応するためには、効率的かつ効果的に取り組む姿勢と、高い専門性を持った職員が必要と考えておりますので、その育成に取り組んでまいります。

57 ページは、令和 6 年度の主要事業体系表でございますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

58 ページをお願いいたします。

議案第 7 号「令和 6 年度本会歳入歳出予算について」でございます。

59 ページをお願いいたします。

「1 基本方針」でございます。

(1) 一般会計及び各特別会計における業務勘定の予算編成にあたりましては、良質な保険者サービスを確保した中で、手数料等の事業収入を基本財源に、単年度収支の均衡を図ることを基本として、各種システムのクラウド化への対応及び更改経費等、投資的経費に対しては、補助金、減価償却引当資産及び ICT 積立資産を充当財源といたします。

(2) 歳入については、国庫補助金等を有効活用するとともに、物価高騰による委託費の増加等により、収支均衡を図ることが困難な業務においては、手数料等の単価を見直します。

(3) 歳出については、各種システムの更改経費や運用保守等の必要経費を見込んでおります。

(4) 各特別会計における支払勘定の予算編成にあたっては、社会情勢の変化や社会保障制度改革などの動向、及び令和 5 年度までの実績を勘案し、必要な費用を計上しています。

(5) 国及び県からの依頼に基づく新たな事業を実施する場合は、補正予算により対応いたします。

つづきまして、「2 会計別予算」でございます。

令和 6 年度の予算の総額は最下段でございます。

2兆259億8,157万1千円で、対前年度予算比103.3%と見込んでおります。

次に、各会計の予算の詳細でございますが、「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

概要版の11ページをお願いいたします。

令和 6 年度予算につきましては、各会計の合計、令和 5 年度当初予算との比較、対前年度比と、一般会計及び特別会計の業務勘定については、主な増減を説明させていただきます。

それでは、「一般会計」でございます。

6 年度予算 8 億 4,352 万 2 千円、

5 年度予算との比較 1 億 5,421 万 9 千円の増、

対前年度比 122.4%、

主な増減は、

- ・情報共有ネットワーク機器更改経費の増
- ・KDB システムクラウド化に伴う国保中央会負担金の増

でございます。

債務負担行為は、外部監査契約に係るもので、会計年度に合わせ決算までの監査を委託するため、契約期間を令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日

とする必要があることから提案するものでございます。

12 ページをお願いいたします。

「診療報酬審査支払特別会計」の「業務勘定」でございます。

6 年度予算 42 億 4,645 万 2 千円、

5 年度予算との比較 4 億 6,737 万 5 千円の増、

対前年度比 112.4%、

主な増減は、

- ・国保総合システムクラウド化に伴う国保中央会負担金の増
- ・国保事務の標準化・広域化に関する支援に係るシステム開発等経費の増
- ・新型コロナワクチン接種事業終了に伴う経費の減

でございます。

13 ページをお願いいたします。

「診療報酬支払勘定」でございます。

6 年度予算 4,321 億 3,356 万 3 千円、

5 年度予算との比較 39 億 9,350 万円の減、

対前年度比 99.1%となっております。

14 ページをお願いいたします。

「介護保険事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

6 年度予算 41 億 9,150 万 5 千円、

5 年度予算との比較 3 億 7,878 万 1 千円の増

対前年度比 109.9%となっております。

主な増減は、

- ・介護保険審査支払等システム更改経費の増
- ・KDB 補完システム機能改修経費の増

でございます。

債務負担行為は、次期介護保険審査支払等システムの構築業務に係るもので、システムの構築業務が令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 年間に渡ることから提案するものでございます。

15 ページをお願いいたします。

「介護給付費等支払勘定」でございます。

6 年度予算 5,171 億 400 万 2 千円、

5 年度予算との比較 64 億 6,400 万円の増、

対前年度比 101.3%となっております。

次に、「公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

6 年度予算 47 億 9,607 万 2 千円、

5 年度予算との比較 3 億 1,743 万円の増、

対前年度比 107.1%となっております。

16 ページをお願いいたします。

「障害者総合支援法関係業務等特別会計」の「業務勘定」でございます。

6 年度予算 2 億 8,150 万 1 千円、

5 年度予算との比較 4,814 万 9 千円の増、

対前年度比 120.6%、

主な増減は、

- ・ 障害者総合支援給付審査支払等システム更改経費の増
でございます。

債務負担行為は、次期障害者総合支援給付審査支払等システムの構築業務に係るもので、システムの構築業務が令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 年間に渡ることから提案するものでございます。

17 ページをお願いいたします。

「障害介護給付費支払勘定」でございます。

6 年度予算 1,416 億 12 万 2 千円、

5 年度予算との比較 142 億 8,000 万円の増、

対前年度比 111.2%となっております。

次に、「障害児給付費支払勘定」でございます。

6 年度予算 409 億 7,280 万 2 千円、

5 年度予算との比較 46 億 8,240 万円の増、

対前年度比 112.9%となっております。

18 ページをお願いいたします。

「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」の「業務勘定」でございます。

6 年度予算 1 億 6,083 万 1 千円、

5 年度予算との比較 2,152 万 4 千円の減、

対前年度比 88.2%、

主な増減は、

- ・ 端末等更改経費の皆減
- ・ 特定健診等データ管理システム開発負担金創設に伴う国保中央会負担金の増

でございます。

19 ページをお願いいたします。

「特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定」でございます。

6 年度予算は、14 億 4,000 万 2 千円、

5 年度予算との比較は、増減なく、対前年度比 100%となっております。

次に「後期高齢者健康診査等費用支払勘定」でございます。

6 年度予算は、6 億 1,200 万 2 千円、

5 年度予算との比較は、増減なく、対前年度比 100%となっております。

20 ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

6 年度予算 36 億 6,539 万 2 千円、

5 年度予算との比較 4 億 4,525 万 5 千円の増、

対前年度比 113.8%、

主な増減は、

- ・国保総合システムクラウド化に伴う国保中央会負担金の増
- ・後期高齢者医療審査支払システム開発負担金創設に伴う国保中央会負担金の増

でございます。

21 ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

6 年度予算 8,739 億 3,380 万 3 千円、

5 年度予算との比較 421 億 904 万円の増、

対前年度比 105.1%となっております。

なお、予算につきましては、別に参考資料 2 として「令和 6 年度収支予算書」をお配りしております。また、令和 6 年度の手数料等につきましては、参考資料 3「令和 6 年度本会会員負担金・審査支払手数料等一覧表」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

次に「議案書」に戻りまして、140 ページをお願いいたします。

議案第 8 号「令和 6 年度本会退職給付引当資産等の処分限度額について」でございます。

提案理由は、本会が保有する積立金を処分するため、でございます。

141 ページの別記でございます。

処分限度額でございますが、

1 退職給付引当資産	1 億 268 万 5 千円、
2 保健事業積立金	1,000 万円、
3 財政調整基金積立資産	4 億 6,123 万 2 千円、
4 減価償却引当資産	6 億 2,872 万 2 千円、
5 ICT 積立資産	7 億 9,968 万 5 千円、

それぞれを処分限度額とし、処分時期につきましては、いずれも令和 6 年度内でございます。

以上、議案第 6 号から議案第 8 号までの説明を終わります。

酒井議長

御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(意見なし)

酒井議長

ないようですので、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

それでは原案のとおり決定します。

次に、議案第 9 号「役員の選任について」を提案します。

説明をお願いします。

入江事務局長

それでは、議案書の 143 ページをお願いいたします。

議案第 9 号「本会役員の選任について」でございます。

現役員の任期満了に伴い、次期役員を総会で選任するため、この議案を提案するものでございます。

理事 11 名、監事 3 名につきましては、144 ページの「本会役員被推薦者名簿」のとおりで、任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

以上、議案第 9 号の説明を終わります。

酒井議長

御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(意見なし)

酒井議長

ないようですので、原案のとおり決定し、「役員被推薦者名簿」に記載の方々を役員に選任することに御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

それでは、原案のとおり決定します。

山中総務部長

失礼します。ここで、別室にて、ただ今選任されました新理事の方で、理事長、副理事長の互選を行っていただきます。

新理事の方は、事務局が御案内いたしますので、この会議室の南側の別室に移動してください。

新理事以外の方は、5 分程度の休憩とさせていただきますので、そのままお待ちください。

(理事長・副理事長の互選)

酒井議長

それでは、議事を再開いたします。

互選の結果について、事務局から報告願います。

山中総務部長

それでは、御報告いたします。

令和 6 年 4 月 1 日からの理事長には、加古川市長 岡田康裕様、副理事長に

は、佐用町長 庵途典章様、同じく、副理事長には、川西市長 越田謙治郎様、となりました。

なお、専務理事につきましては、兵庫県知事からの推薦者が決まり次第、改めて報告させていただきます。

以上でございます。

酒井議長

それでは、ただ今の事務局からの報告のとおりとさせていただきます。

以上で、本日予定の議事は全て終了となりましたので、議長の務めを終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

山中総務部長

ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、副理事長の岡田加古川市長から御挨拶を申し上げます。

岡田副理事長

本日は、総会に御出席いただきまして、本当にありがとうございました。慎重なる御審議をいただきまして、提案させていただきました各議案とも御承認いただき、本当にありがとうございました。

今後も、保険者の共同体として、審査業務や本会の効率的な運営、また各保険者の御支援など、役職員一同しっかり取り組んでまいりたいと存じますので、今後とも御理解、御協力を、よろしくお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

山中総務部長

ありがとうございました。

これをもちまして、第 147 回通常総会を閉会いたします。

なお、この後、引き続き「兵庫県市町診療施設運営対策協議会通常総会」をこちらの会場で開催いたしますので、関係者の方は御出席いただきますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

議 事 録 署 名

議 長

酒井隆明

議事録署名人

津田義和

議事録署名人

石名亨格